

## 鈴鹿市地域公共交通会議規約

### (目的)

第1条 鈴鹿市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を鈴鹿市神戸一丁目18番18号の鈴鹿市役所内に置く。

### (事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1)交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2)交通計画の実施の協議に関すること。
- (3)交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (5)市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6)その他交通会議の目的を達成するために必要なこと。

### (構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)学識経験者
- (2)一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3)一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4)鉄道事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5)中部運輸局三重運輸支局長またはその指名する者
- (6)三重県（三重県公安委員会を含む。）の職員
- (7)鈴鹿市副市長
- (8)住民又は地域公共交通の利用者の代表
- (9)その他交通会議が必要と認める者

### (役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1)会長 1人

(2)副会長 1人

(3)監査委員 2人

- 2 会長は、鈴鹿市副市長とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、交通会議の事業の執行状況等を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期満了に伴う改正が行われた場合、次の副会長及び監査委員が選任されるまでの間、従前の副会長及び監査委員がその職務を執行する。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、交通会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、鈴鹿市都市計画課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、鈴鹿市都市計画課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月26日から施行し、令和2年11月27日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。